

地方公営企業用語集

< 共通 >

地方公営企業

地方公営企業とは、地方公共団体が経営する企業を指し、具体的には地方財政法施行令第46条において、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設）の13事業が指定されている。

また、その財政運営については、地方財政法第6条において、「公営企業で政令に定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」とされ、特別会計の設置と適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則が定められている。

なお、地方公営企業の決算についての統計として、地方公営企業決算状況調査（いわゆる「公営企業決算統計」）が毎年度実施されている。

法適用企業・法非適用企業

法適用企業

地方公営企業の合理的、能率的運営を図るため、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例法として地方公営企業法が制定されており、同法第2条第1項において同法が全部適用されるものとして、水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業（いわゆる「法定7事業」）が指定されている。また、同法第2条第2項においては、財務規定が一部適用されるものとして、病院事業が指定されている。これら同法の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

法非適用企業

地方財政法施行令第46条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

公営企業繰出金

地方公営企業の特別会計とこれを経営する地方公共団体の一般会計との間の経費の負担区分の原則等に基づいて、一般会計が公営企業会計等に対して繰り出すべき経費の総額は、毎年度策定される地方財政計画において、公営企業繰出金として計上されている。

公営企業繰出金の対象経費は、その性質上当該公営企業の経常に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に充てられるもの（地方財政法第6条、地方公営企業法第17条の2）とされ、主なものとしては、上下水道事業における消火栓設置費及びその管理費に充てる一般会計負担金、病院事業における建設改良費に充てる一般会計出資金又は負担金、高度医療、救急医療、へき地医療の一般会計負担金等が計上されている。

これら地方財政計画に計上する基準は、毎年度総務副大臣通知（いわゆる「繰出基準」）により地方公共団体に示されており、このような基準を参考として地方公共団体ごとに繰り出す額を算定することとされている。

収益的収支・資本的収支

収益的収支（収益的収支予算・3条予算）

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対応するすべての費用をいう。収入には、サービスの提供の対価としての料金を主体とする収益を計上し、支出にはサービスの提供に関する職員関係費、物件費、動力費、支払利息等の諸経費のように現金が企業外部に流出する支出のほか、建物、機械、構築物等の固定資産の減価償却費のように現金支出を伴わない費用も計上する必要がある。

具体的には、収入については、料金収入を主体とする「営業収益」、受取利息や他会計補助金等の「営業外収益」、固定資産売却益や過年度損益修正益等の「特別利益」からなり、支出については、人件費や物件費等の「営業費用」、支払利息等の「営業外費用」、臨時損失や過年度損益修正損等の「特別損失」からなる。

また、地方公営企業法施行規則第45条別記第一号様式の予算様式第3条に示されていることから、一般に「3条予算・3条収支」と呼ばれることがある。

資本的収支（資本的収支予算・4条予算）

経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、現有施設に要した企業債の元金償還等の予定をいう。

建設改良費、企業債償還金（元金） 他会計からの長期借入金償還など費用とは関係のない支出で、現金支出を必要とするものが計上され、収入には、企業債、固定資産売却代金（売却益を除く）、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄附金など収益に関係のない収入で現金を予定されるものが計上される。

また、地方公営企業法施行規則第45条別記第一号様式の予算様式第4条に示されている

(参考)

ことから、一般に「4条予算・4条収支」と呼ばれることがある。

なお、4条予算において、資本的収入だけでは資本的支出に不足するときは、「補てん財源」という形で企業の内部留保資金等が財源として充てられることとされている。

官庁会計を採用している法非適用企業については、実際の歳入及び歳出を、公営企業決算統計においては、法適用企業に準じて収益的収支と資本的収支とに分別して調査している。

< 法適用企業 >

経常損益（経常利益・経常損失）

損益計算書の中間利益（損失）の一つであって、当期の経常的収益力を表し、営業収益から営業費用を控除して算出される営業利益（営業損失）に営業外収益及び営業外費用を加減することにより算出された利益（損失）であり、特別損益を除外して算出される。

$$\text{経常損益} = (\text{営業収益} + \text{営業外収益}) - (\text{営業費用} + \text{営業外費用})$$

純損益（純利益・純損失）

当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益から総費用を差し引いた数値で、その数値がプラスであれば純利益（黒字）であり、マイナスであれば純損失（赤字）である。

$$\text{純損益} = \text{経常損益} \pm \text{特別損益}$$

当年度未処理欠損金

繰越利益剰余金年度末残高に当年度純損失を減じた額であり、この額が当年度の欠損金処理計算書によってそれぞれに処理される。

累積欠損金

営業活動の結果生じた欠損金（＝純損失）については、前年度からの繰越利益があればその利益をもって埋め、まだ欠損金に残額がある場合は、利益積立金があればこれによつて埋める。

それでも欠損金に残額があれば、議会の議決を経て資本剰余金をもって埋めることができ、それでも、まだ未処理欠損金があれば、これを繰越欠損金として翌年度へ繰り越すこととなり、これが複数年度累積したものを累積欠損金という。

(参考)

不良債務

企業の支払能力の良否は、現金、預金及び未収金等の流動資産（1年内に換金し得る資産）等と一時借入金や未払金等の流動負債（1年内に償還しなければならない短期債務）等との比率によって判断され、不良債務とは、流動負債等が流動資産等を上回る場合に発生するものである。

$$\text{不良債務} = (\text{流動負債} - \text{企業債}^1 - \text{長期借入金}^1 - \text{リース債務}^2) \\ - (\text{流動資産} - \text{翌年度へ繰越される支出の財源充当額})$$

1：建設改良等の財源に充てるための企業債及び長期借入金

2：地方債に関する省令附則第8条の3に係るリース債務（PFI法に基づく事業に係る建設事業費等）

< 法非適用企業 >

実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、その数値がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字である。

$$\text{実質収支} = \text{形式収支}^3 - \text{翌年度へ繰越すべき財源}$$

3：形式収支 = 歳入（総収益 + 資本的収入 + 前年度からの繰越金 + 収益的支出に充てた地方債）

- 歳出（総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 前年度繰上充用金）